# 障害福祉サービスの種類

【訪問系サービス】 主にホームヘルパーの支援

# 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並 びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### 〇身体介護

障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、自宅での入浴や排泄、着替え、食事など、身体に直接触れる部分での介助を必要とされる場合にホームヘルパーが訪問して介助を行います。

### 〇家事援助

障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、自宅での調理、洗濯、掃除等の介助が必要とされる場合にホームヘルパーが訪問、同行して介助を行います。

## 〇通院等介助:通院等乗降介助

障がいのため日常生活に支障がある人で、家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院する際または官公署(市役所等)で必要な手続きをする際にホームヘルパーが訪問、同行して介助を行います。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

## 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

# 行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

# 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援等)

# 移動支援 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援をします。

# 訪問等入浴介助 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

居宅における入浴が困難な方に対して、機械浴等の入浴サービスの提供を行います。

## 【居住系サービス】

## 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

# 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、 共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

## 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、自宅での介護や支援が困難になった場合に、短期間、施設へ入所(宿泊)できます。

# 日中一時支援 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、自宅での介護や支援 が困難になった場合に、短期間、施設へ入所(日中)できます。

#### 【日中活動系サービス】

# 生活介護

常に介護・支援が必要とする人に対して、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行う とともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

# 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活のお世話を行います。

# 地域活動支援センターⅡ型 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

デイサービスとして地域における雇用が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎サービス等の各種サービスを提供します。

地域活動支援センターⅢ型 ※地域生活支援事業(大分市単独事業) 地域の障がい者等のための援護対策として、通所による援護を行います。

# 【就労系サービス】

## 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間における、就労に必要な知識及 び能力向上ために必要な訓練を行います。

# 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援、または就労継続支援を利用した後に、一般 就労した方が、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所によ り必要な連絡や指導・助言を行います。

## 就労継続支援 A 型(雇用型)

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

## 就労継続支援 B 型(非雇用型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

## 【自立訓練系サービス】

## 宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

#### 自立訓練(機能訓練)

身体障がいを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

#### |自立訓練(生活訓練)|

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

#### 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時 の対応により、必要な支援を行います。